

横浜市行政不服審査会答申
(第141号)

令和6年5月14日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、横浜市中福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づき審査請求人に支出した生活保護費について返還を求め、かかる返還金について法第 77 条の 2 第 1 項に基づき令和 5 年 9 月 25 日付け生活保護費用徴収金決定処分（中生支第▲▲号。以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、必要経費と認められる金額の認定に誤りがあると主張して本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が平成 29 年 9 月 25 日に所有権を取得した福岡県北九州市所在の不動産（以下「本件不動産」という。）を令和 5 年 5 月 29 日に売却したところ、処分庁が売却の必要経費を認定しなかったことは誤りである。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人が主張する①土地の購入費用、②購入契約時の住民票取得代金、③購入契約時の交通費、④売却時の営業販売活動費（電話代）、⑤売却時の不動産業者への労務報酬、⑥売却契約時の個人への契約協力金、⑦売却契約時の印鑑証明書代、⑧売却契約時の収入印紙代のうち、①から③までは、審査請求人が土地の転売を事業として行っているものではないため必要経費とは認められない。④は、生活に伴う通常の支出であり、⑤は、物件売却に直接貢献した不動産業者へのものでなく、⑥は、審査請求人が任意で支払ったものであるため、いずれも必要経費とは認められない。
- (2) ⑦及び⑧を必要経費と認め、それらの合計 500 円を売却額である 200,000 円から控除した 199,500 円のうち、世帯合算額 8,000 円を超える額 191,500 円を収入と認定したことは相当である。
- (3) よって、191,500 円を徴収金額とした本件処分は、何ら違法又は不当なものではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 根拠法令

ア 法第 19 条第 1 項は、次のとおり規定する。

「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」

イ 法第 19 条第 4 項は、次のとおり規定する。

「前 3 項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。」

ウ 法第 61 条は、次のとおり規定する。

「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」

エ 法第 63 条は、次のとおり規定する。

「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

オ 法第 64 条は、次のとおり規定する。

「第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する处分並びに第 55 条の 4 第 2 項（第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。第 66 条第 1 項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する处分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。」

カ 法第 77 条の 2 第 1 項は、次のとおり規定する。

「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」

キ 法第 77 条の 2 第 2 項は、次のとおり規定する。

「前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」

ク 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）第 22 条の 3 は、次のとおり規定する。

「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」

ケ 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年 12 月横浜市規則第 111 号）第 1 項第 16 号及び第 20 号は、次のとおり規定する。

「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 4 項及び第 55 条の 4 第 2 項（同法第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）、…の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

（16） 法第 63 条の規定による費用の返還に関する事務。

（20） 法第 77 条から第 78 条の 2 までの規定による費用等の徴収に関する事務。」

コ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営通知」という。）IV-3 は、「法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになる」とし、規則第 22 条の 3 の保護の「実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」とする。

(2) 爭いがないか資料から容易に認められる事実

ア 平成 28 年 8 月 5 日、処分庁は、審査請求人に対して、法第 19 条による保護開始決定処分を行った。

イ 審査請求人は、保護受給中の平成 29 年 9 月 25 日、本件不動産を取得した。

ウ 令和元年 8 月 26 日、処分庁は、箱根町税務課からの固定資産税滞納処分に関わる問合せを受け、審査請求人が不動産を保有していることを把握したことから、審査請求人に対し確認したところ、審査請求人は、他にも不動産を保有していることを申告した。そのため、処分庁が審査請求人に対し、保有している土地等の挙証資料を提出するよう伝えたところ、令和元年 9 月 3 日、本件不動産についての資料が提出された。

エ 審査請求人は、令和 5 年 5 月 29 日、本件不動産を 200,000 円で任意売却した。

オ 処分庁は、令和 5 年 6 月 27 日、審査請求人から必要経費についての主張を確認した上で、同年 9 月 25 日、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までを適用期間とする生活保護費用支弁額 191,500 円について、法第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分及び法第 77 条の 2 に基づく本件処分を行った。

(3) 法第 77 条の 2 に基づく処分にかかる審査請求の判断枠組みについて

法第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分(以下「返還金決定処分」という。)は、生活保護受給者が本来ならば受けるべきでなかった保護金品

を得た場合の事後調整を目的として、保護費の返還の要否及びその範囲について判断をした上で行う処分であり、その効果は、費用返還の義務付ける一方、法第 77 条の 2 第 1 項に基づく生活保護費用徴収金決定処分（以下「徴収金決定処分」という。）は、法第 63 条に基づく返還金に係る債権の存在を前提とし、当該債権を強制徴収公債権として徴収することを目的として行う処分であり、その効果は、国税徴収の例により徴収することができるようになることである。すなわち、返還金決定処分により、費用返還の義務付けがなされ、当該義務を前提とした上で強制徴収公債権とするのが徴収金決定処分となる。

法第 77 条の 2 第 1 項は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが相当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）」という要件を定める。ここにいう「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」とは、法第 63 条に定める要件と同一であって、徴収金決定処分の前提である返還金決定処分において判断されるものであるから、徴収金決定処分において改めて判断されるべきものではない。よって、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」か否か、すなわち費用返還義務の有無及び返還金額については、徴収金決定処分に係る本件審査請求において判断の対象とならない。

なお、返還金決定処分と徴収金決定処分とは、その目的、効果及び審査請求先を異にし、かつ、返還金決定処分に不服がある場合は同処分に対し不服申立てを行うことができるのであり、同処分の適否を争うための手続保障が十分に与えられているのであるから、返還金決定処分に不服がある場合は同処分に対して不服申立てを行うべきであり、徴収金決定処分に対する本件審査請求において返還金決定処分の違法性を主張することも認められない。

この結果、徴収金決定処分である本件処分の違法性についての争点は、法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き該当性、すなわち、本件において規則第 22 条の 3 該当性が認められるか否かとなる。以下、これについて判断する。

(4) 法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き及び規則第 22 条の 3 の趣旨

法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き及びこれを受けた規則第 22 条の 3 は、法第 63 条に基づき生活保護費用の返還義務を負う生活保護受給者の生活保障

と保護の実施機関の徴収の負担との調整を行うことを目的とした規定である。保護の実施機関において、保護費の算定や調査手続に誤りなどがあった場合にまで、法第 77 条の 2 第 2 項の国税徴収の例と同様に強制徴収を行うことは、生活保護受給者の生活保障に対する影響が大きく、相当とは認められないことから、上記のような規定が置かれたと認められる。

したがって、規則第 22 条の 3 の定める要件該当性の判断に際しては、かかる生活保護受給者の生活保障と保護の実施機関の徴収の負担とを比較衡量しつつ、保護金品の交付について「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたこと」（以下「保護実施機関の帰責事由」という。）が認められるか否かをもって判断すべきである。

（5）本件処分について

- ア 審査請求人は、平成 29 年 9 月 25 日に本件不動産を取得したことを処分庁に申告しなかった。処分庁がこれを把握したのは、令和元年 8 月 26 日の箱根町税務課からの問い合わせについて審査請求人に確認する中で、審査請求人から本件不動産の保有の申告があった時点である。
- イ 本件処分で徴収の対象となっている平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの保護費の支給当時、処分庁は審査請求人が本件不動産を保有している事実を把握しておらず、これはもっぱら審査請求人が本件不動産取得時に法第 61 条に基づく報告義務に適切に対応しなかったことに起因すると認められる。
- ウ 処分庁は、収入の減少により最低生活を維持することが困難な審査請求人に対して、保護開始決定をした上で、これが継続していた平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日においても生活保護費を支給すべき状況にあったことから、保護費の支給をしたのであって、処分庁の当該判断は適切である。
- エ したがって、本件において、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの保護費を支給した処分庁の判断に適正運営通知 IV-3 に定めるような保護実施機関の帰責事由があったとは認められない。
- オ なお、審査請求人は、必要経費の認定について主張するが、この主張は返還義務の範囲を争う主張であり、返還金決定処分の違法性に関するものであって、本件審査請求においては判断の対象とはならない。

(6) 本件処分において、徴収額を法第63条に基づく返還金決定処分の返還額と同額と算定したことに違法又は不当はなく、ほかに本件処分を違法又は不当とすべき理由も見当たらない。

(7) 結語

以上によれば、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はない以上、本件審査請求は棄却されることが相当である。

(8) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(9) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年11月7日	・審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年11月22日	・弁明書等の受理
令和5年11月28日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年12月18日	・反論書等の受理
令和5年12月20日	・反論書等の送付
令和6年3月15日	・審理手続の終結
令和6年3月22日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年4月9日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和6年5月14日	・調査審議